

Ⅱ. 利用者の視点に立った評価の 考え方

15

評価の枠組み

(1) 評価対象

前期: 個別事業の実施目標

→ 進捗状況(アウトプット)評価

後期: 個別事業進捗状況(アウトプット)

+

施策レベル・計画レベルの実施効果
(アウトカム)

16

(2) 評価の視点

【行動計画策定指針】

次世代育成支援対策推進において、**利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要**



利用者の視点に立った評価指標の設定
→点検・評価→施策の改善
＝PDCAサイクルの実効性高める

(3) 評価方法

◇成果を段階的に把握

認知度→利用度→達成度(成果指標等)

◇計画実施前の実績(ベースライン)と実施後の実績で
評価

◇計画実施途中も可能であれば実績把握

◇前期行動計画実施前の実績把握していれば、前期
計画の評価も実施

◇PDCAの過程も住民・利用者にかかれた形で実施
子育て当事者、子育て支援団体等の参画

<評価指標のイメージ図>

施策		個別事業レベルの評価指標(アウトプット)	施策レベルの評価指標(アウトカム)				計画全体の評価指標(アウトカム)		
大項目	中項目		個別事業	認知度・理解度	利用度	達成度		意向度等	既存統計データ
						実績評価	既存統計データ		
地域における子育ての支援									
地域における子育ての支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業	××箇所	・支援内容の認知度 ・支援目的の理解度 ※以下の施策レベルについても同様	・地域のサービス・施設が利用しやすいと感じる割合 ・地域の中での子育てに満足している割合 ・地域の子育て支援サービスなどの情報が得やすいと感じる割合 ・母子保健施策と地域の子育て支援サービスの連携が行われているか	●保育所在所率(公私別) ●待機児童数(年齢別)	【★子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合】	●出生数		
	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	××箇所							
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	××箇所							
	地域子育て支援拠点事業	××箇所							
保育サービスの充実									
保育サービスの充実	通常保育事業	××人	【★希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者の割合】 ・保育サービスが利用しやすいと感じる割合	●保育所在所率(公私別) ●待機児童数(年齢別)	◇児童のいる世帯の母親の就業率 ◇出産、育児を理由とした離職者の割合 ◇「育児」、「子供の教育」に対する悩みやストレスのある父母の割合				
	病児・病後児保育	××箇所							
	延長保育事業	××箇所							
	休日保育事業	××箇所							
	夜間保育事業	××箇所							
	特定・一時保育事業	××箇所							
	…事業	××箇所							
…事業	××人								
…事業	××人								

<ポイント>

①事業の進捗: 予定通り事業が実施されたか
アウトプット

②事業の効果: 取組によって環境変化があったか
アウトカム

◇客観的データによる把握

◇利用者の視点(意識)に立った把握

これだけで評価する訳ではない

※注: 利用者の視点=親の視点(のみ)ではない
子どものニーズいかに把握するか
→子育て支援者等の協力

ご参考

ワーク・ライフ・バランス(WLB)に
関する立案の視点

平成20年11月21日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
公共経営・公共政策部 主任研究員 矢島洋子

21

少子化対策におけるWLB

子どもと家族を応援する日本」重点戦略

仕事と生活の調和
の実現

包括的な次世代支援
の枠組みの構築

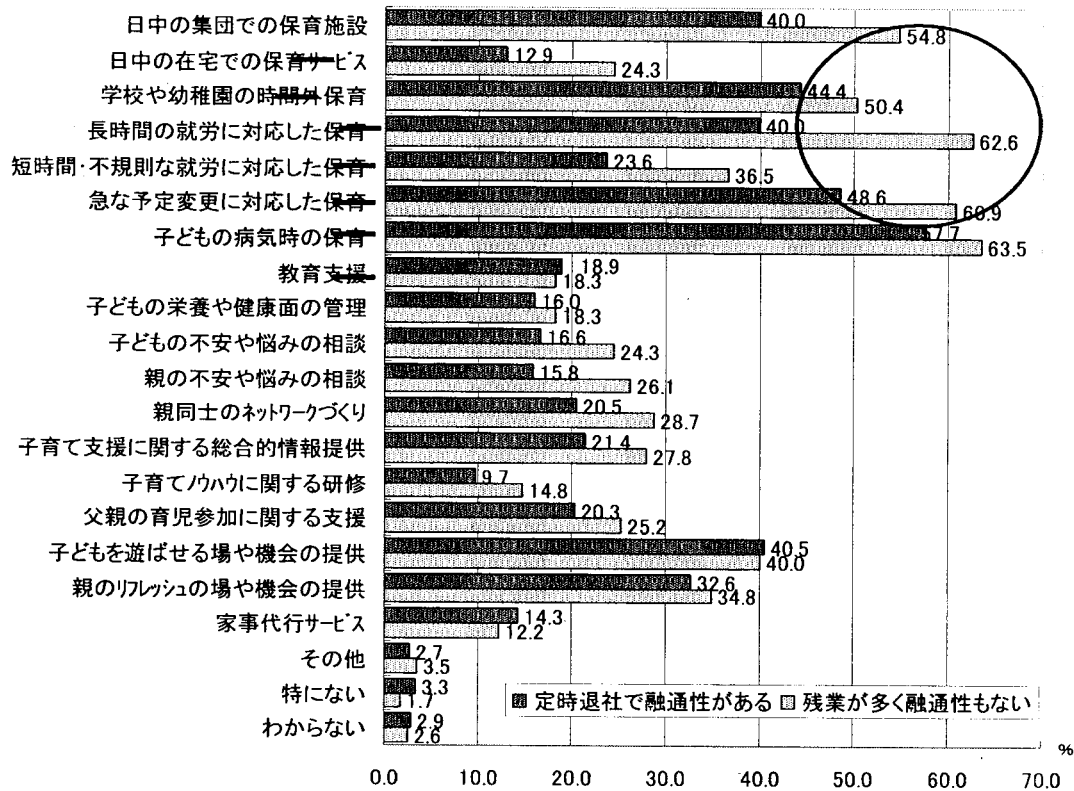
車の両輪

ワーク・ライフ・バランス

22

働き方と地域の子育て支援に対するニーズ

【女性】働き方別地域の子育て支援ニーズ



出所：(財)こども未来財団「企業における仕事と子育ての両立支援に関する調査研究報告書」平成20年3月

地方公共団体の役割～WLB憲章より～

■ 企業と働く者

企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

■ 国民

国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

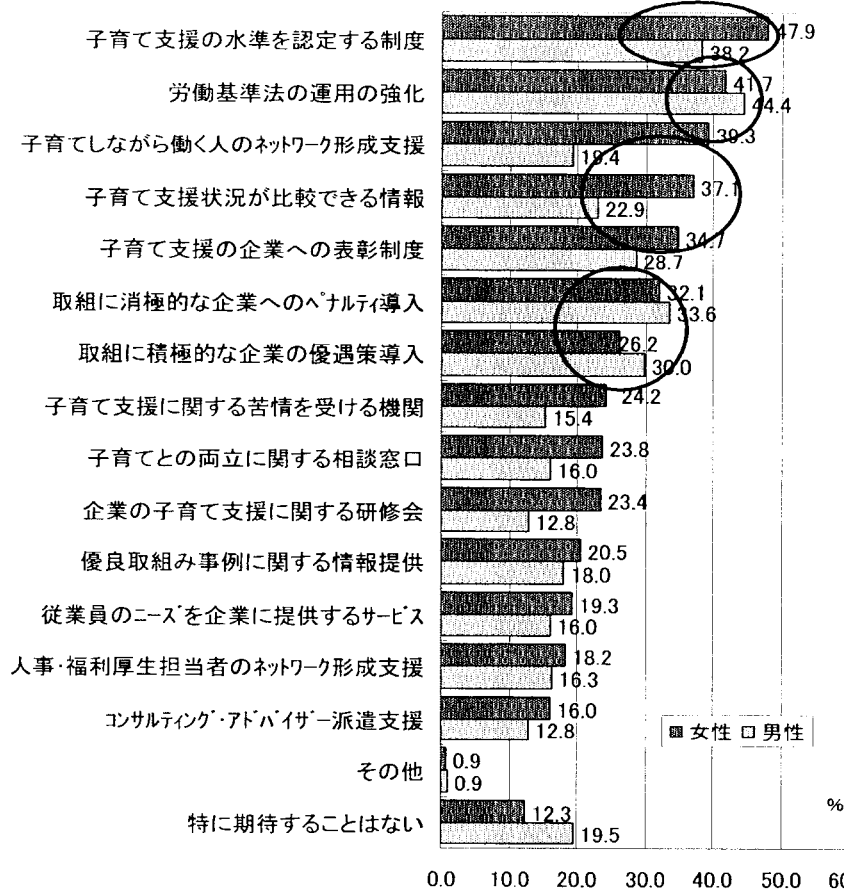
■ 国

国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

■ 地方公共団体

仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

■ 企業の取組を促進するため公的機関に期待するもの



25

出所：(財)こども未来財団「企業における仕事と子育ての両立支援に関する調査研究報告書」平成20年3月

地方公共団体におけるWLB支援取組

<パート1> 地域住民の働き方の実情把握

- 住民の希望する働き方・希望する子育て
- WLBの希望と現実のギャップの大きな層は？
- 前期計画期間の子育て家庭の働き方と世帯状況の変化

26